

令和4年度の災害対応と 災害復旧事業について

袋井土木事務所 企画検査課



静岡県 袋井土木事務所



目次



- 1 災害とは？
- 2 令和4年の災害について
- 3 令和4年の土砂災害発生状況について
- 4 災害復旧とは？
- 5 災害復旧事業の基準
- 6 災害復旧事業の流れ

1 災害とは？



暴風、洪水、高潮、地震その他の**異常な天然現象**に
因り生ずる災害

河川災



二級河川酒匂川（神奈川県足柄上郡山北町）

海岸災



県道野田長内線（岩手県野田町広）

道路災



国道8号（新潟県長岡市大積千本町）

砂防災



志平川土石流被害（長野県岡谷市橋原）

2 令和4年の災害について(県全体)



【社会的影響が大きかった災害「令和4年9月23日から24日の台風15号」】

県内は、台風15号の接近に伴い、暖かく湿った空気が入り込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、全域で大雨となった。特に、県中部では線状降水帯が発生したことから時間雨量100mm/hを超える記録的な大雨となった。

24日1時には島田市伊久美で時間雨量125mm/hの猛烈な雨を観測し、23日22時には島田市島田で時間雨量124mm/h、藤枝市瀬戸谷で時間雨量117mm/hの猛烈な雨を観測した。24時間雨量(最大)は、島田市伊久美で544mm(24日3時)、静岡市平山で489mm(24日6時)、静岡市俵沢で461mm(24日4時)を観測した。

河川の出水状況は、56河川77地点と多くの地点で氾濫注意水位(警戒水位)を超過した。特に、静岡市能島(巴川)、静岡市和田島橋(興津川)、島田市・栃山橋(大津谷川)などの26河川29地点の観測所で氾濫危険水位を超過した。

④ 7月14日～19日の豪雨



⑧ 9月23日～24日の台風15号

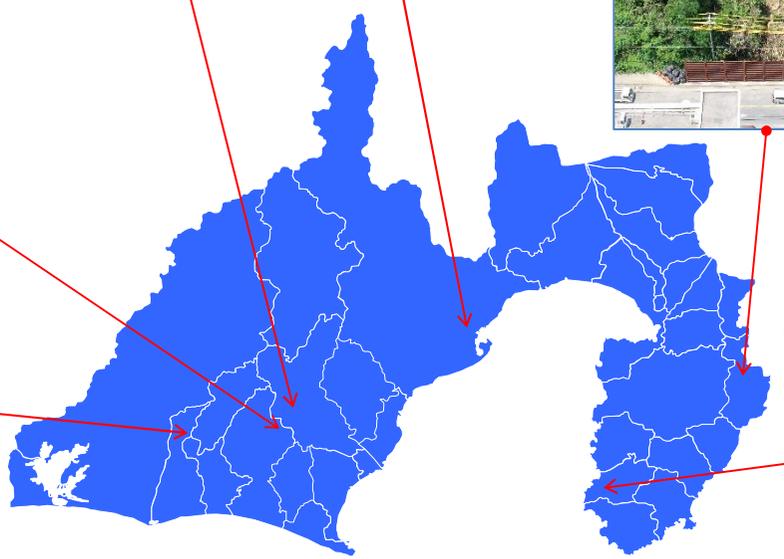


② 5月13日～15日の豪雨



	被災月日	被害原因	査定申請件数
①	R2.7.7～R4.1.5	地すべり	1
②	R4.5.13～15	豪雨	3
③	7.8～10	豪雨	14
④	7.14～19	豪雨	8
⑤	7.26～28	豪雨	5
⑥	8.12～14	台風8号	15
⑦	8.18	豪雨	1
⑧	9.23～24	台風15号	542
⑨	11.29～30	豪雨	1
	計	9回	590

⑧ 9月23日～24日の台風15号



⑥ 8月12日～14日の台風8号



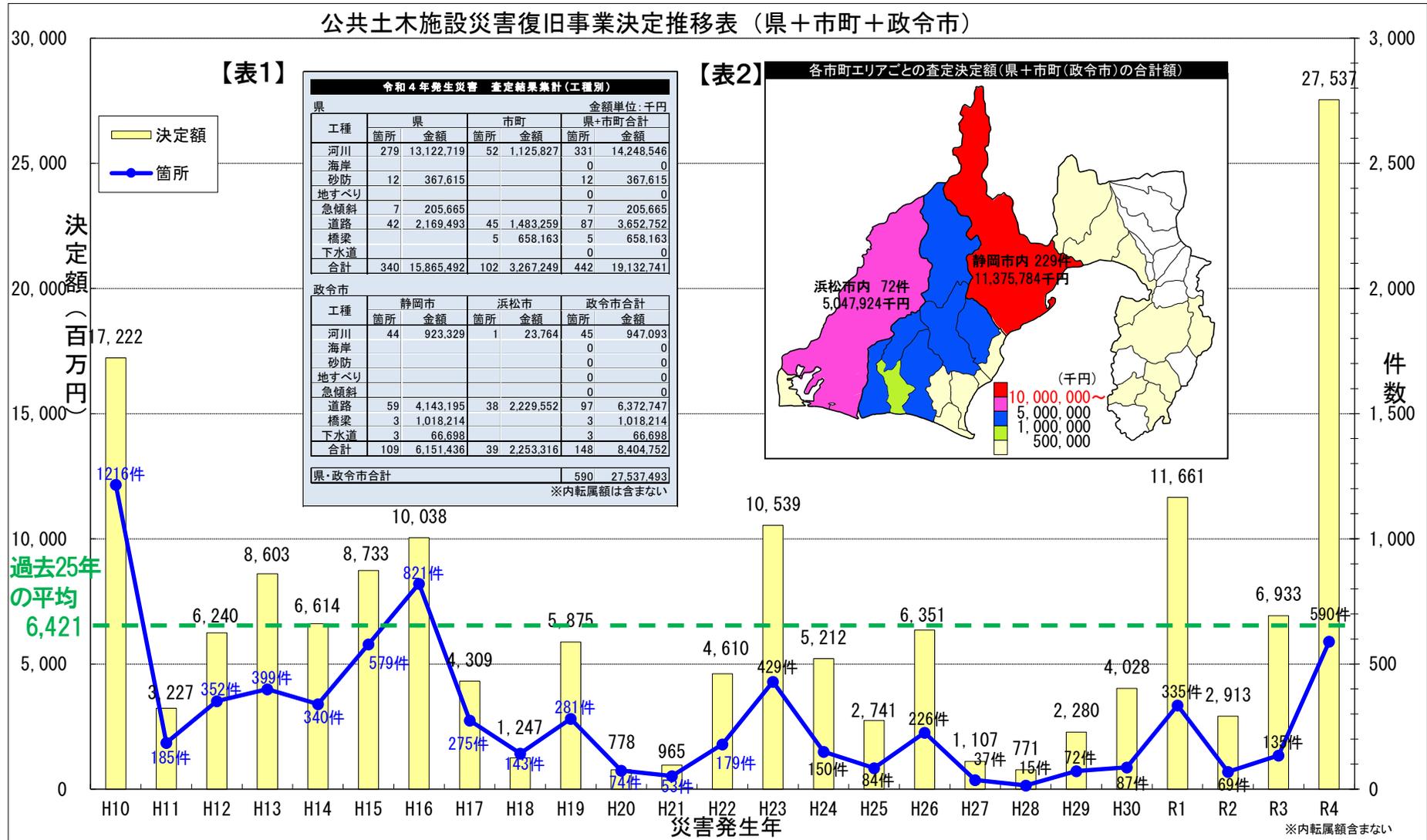
2 令和4年の災害について(県全体)



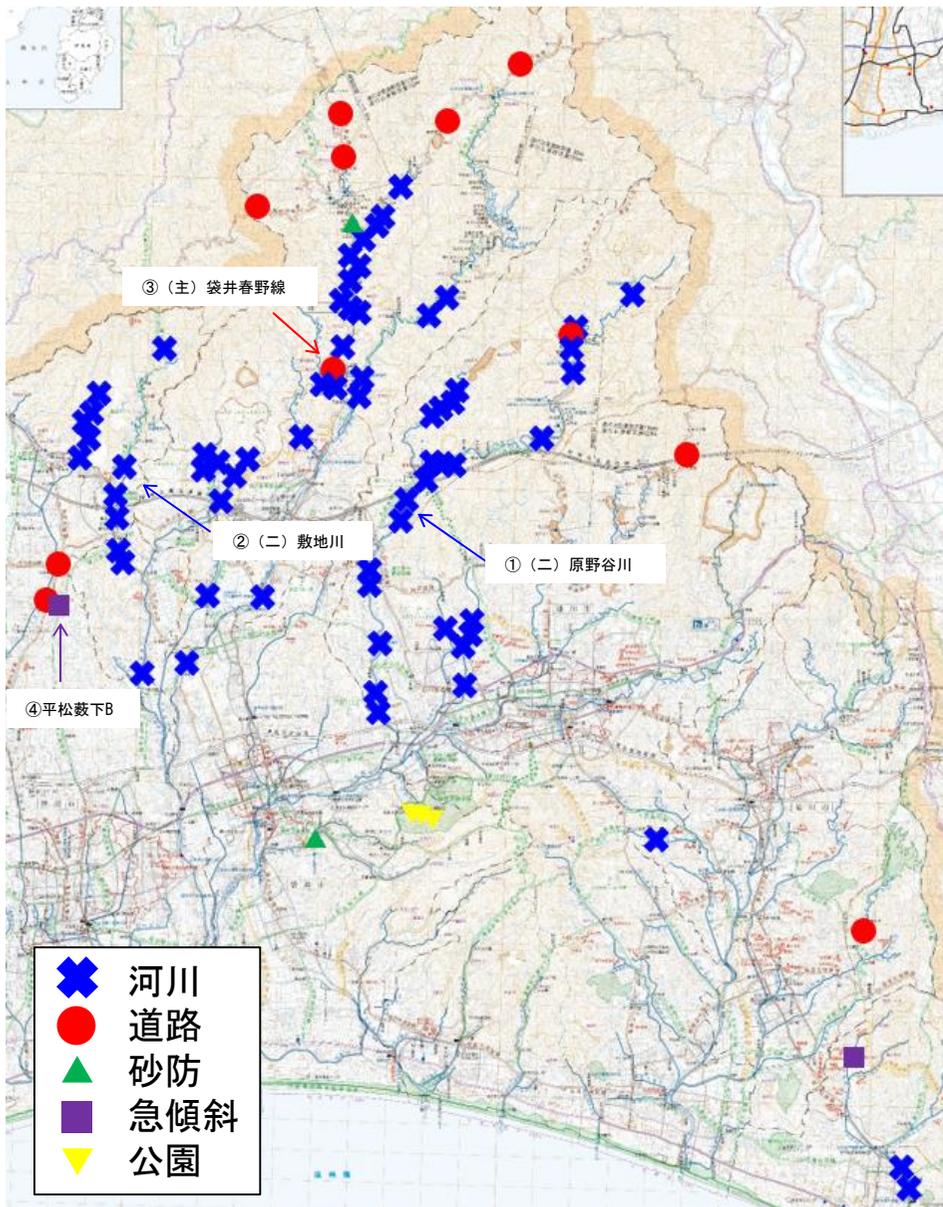
【概況】

9月の台風15号など9回の異常気象で県、政令市及び市町が管理している河川、道路等の公共土木施設が被害を受けた。国土交通省及び財務省による災害査定が実施され、**23市町、590件、約275億3千万円**の査定決定を受けた。(港湾・漁港・公園除く)

【表3】



2 令和4年の災害について(袋井土木)



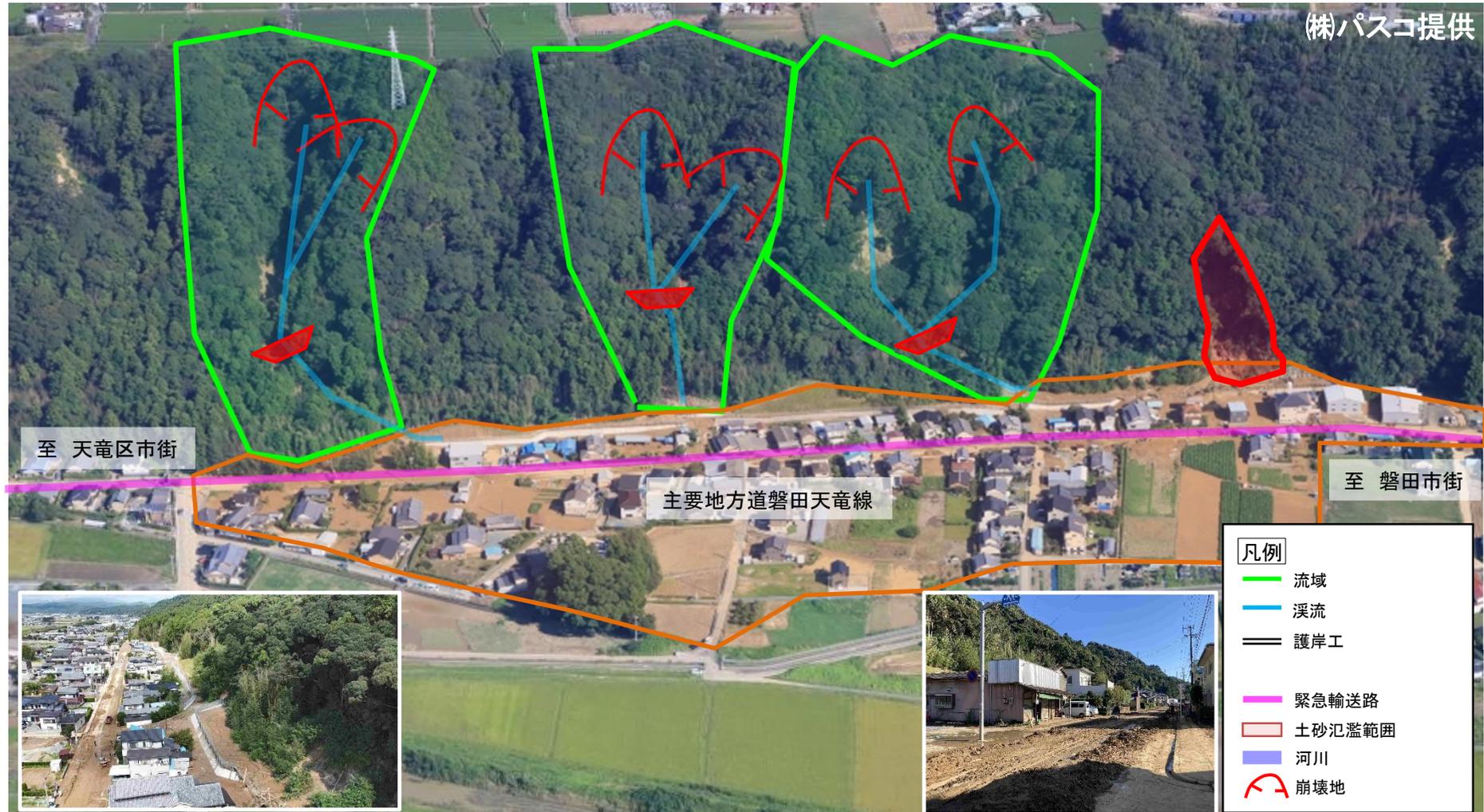
令和4年は7月の梅雨前線豪雨及び9月23日から9月24日の台風15号による豪雨の影響で、管内では河川災67件、道路災11件、砂防災2件、急傾斜地災2件、公園災3件の公共土木施設が被害を受けた。
被災後、国土交通省及び財務省による災害査定が実施され、約34億円の査定決定を受けた。
また、(二)敷地川及び平松藪下Bでは災害関連緊急事業を実施し、被災地の早期復旧を図る。



2 令和4年の災害について(袋井土木)



(株)パスコ提供



磐田市平松地区及び神増地区では複数の斜面崩壊が発生し、(主)磐田天竜線の約850m区間が通行止めとなったが、災害協定に基づく出動要請により、被災直後から土砂撤去を実施したため、約1ヶ月間で一般車両の通行を確保した。今後、崩壊斜面に対する法枠工や荒廃した溪流に砂防堰堤を施工することで再度災害の防止を図る。

3 令和4年 土砂災害発生状況(全国)



土砂災害発生件数

795件

- 土石流等：198件
- 地すべり：41件
- がけ崩れ：556件

【被害状況】

- 人的被害：死者 4名※
 - 負傷者 8名
 - 家屋被害：全壊 33戸
 - 半壊 39戸
 - 一部損壊 212戸
- ※災害関連死は除く

9/24 かけがわしゆげ
がけ崩れ 静岡県掛川市遊家



死者：1名

6/22 しもだし しきね
がけ崩れ 静岡県下田市数根



8/4 むらかみし こいわうち
土石流等 新潟県村上市小岩内

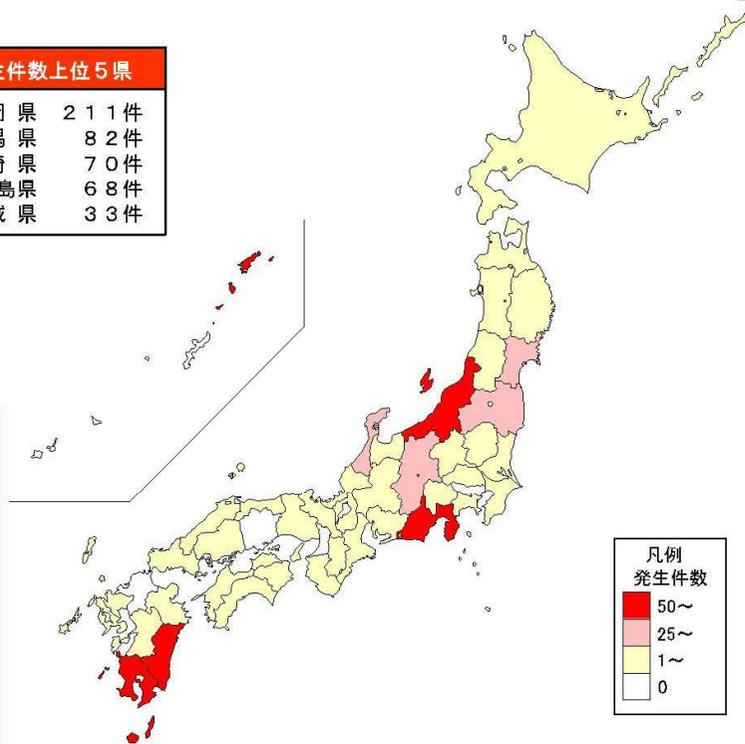


負傷者：1名

8/3 くずまきまち たれやなぎ
土石流等 岩手県葛巻町垂柳



発生件数上位5県	
静岡県	211件
新潟県	82件
宮崎県	70件
鹿児島県	68件
宮城県	33件



9/19 ひのかけちようななれ
がけ崩れ 宮崎県日之影町七折



負傷者：1名

12/31 つるおかしにしめ
地すべり 山形県鶴岡市西目



死者：2名
負傷者：2名

9/19 みまたちようながた
土石流等 宮崎県三股町長田



死者：1名

国土交通省の資料を使用しています。

3 令和4年 土砂災害発生状況(全国)

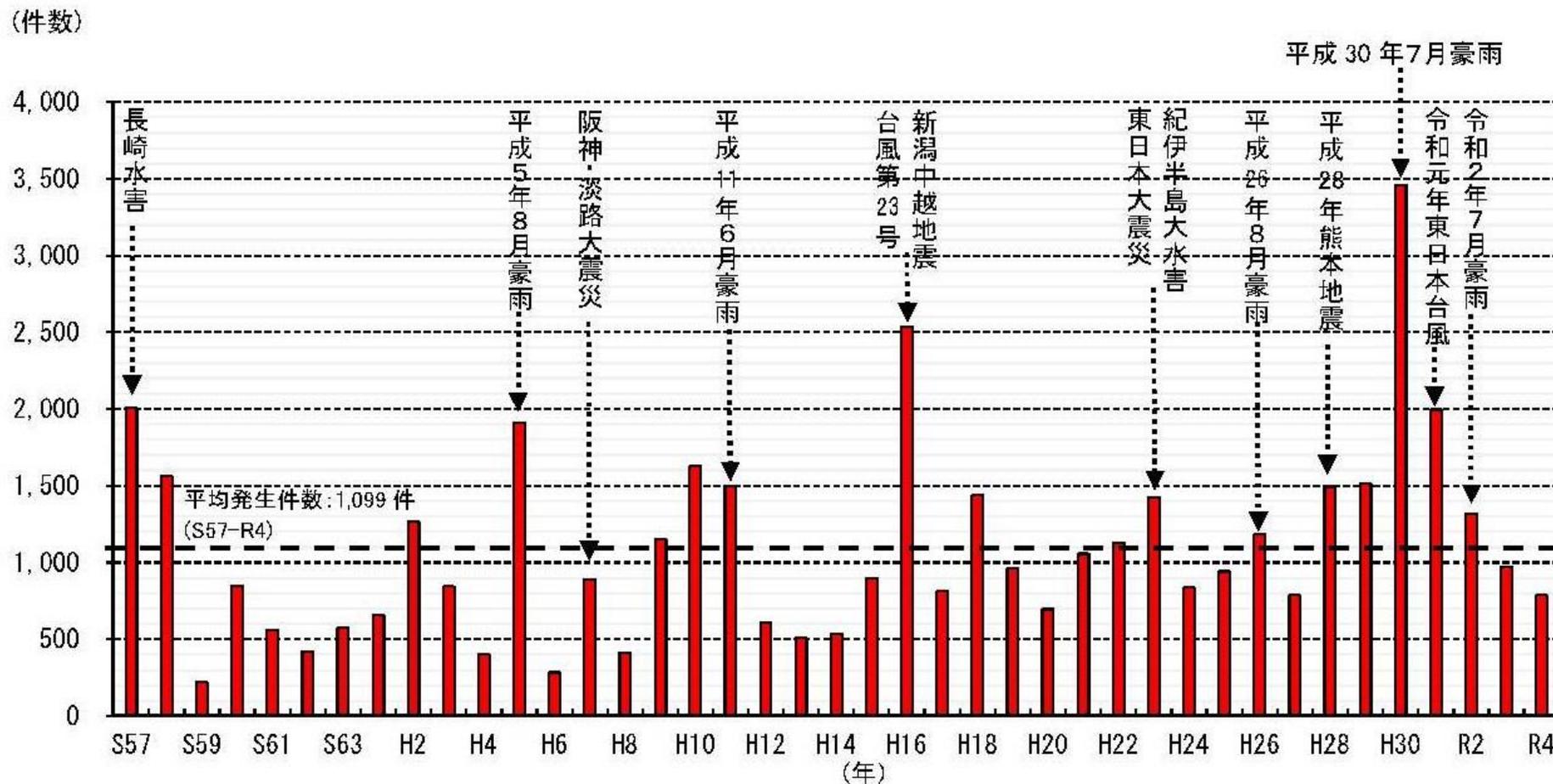
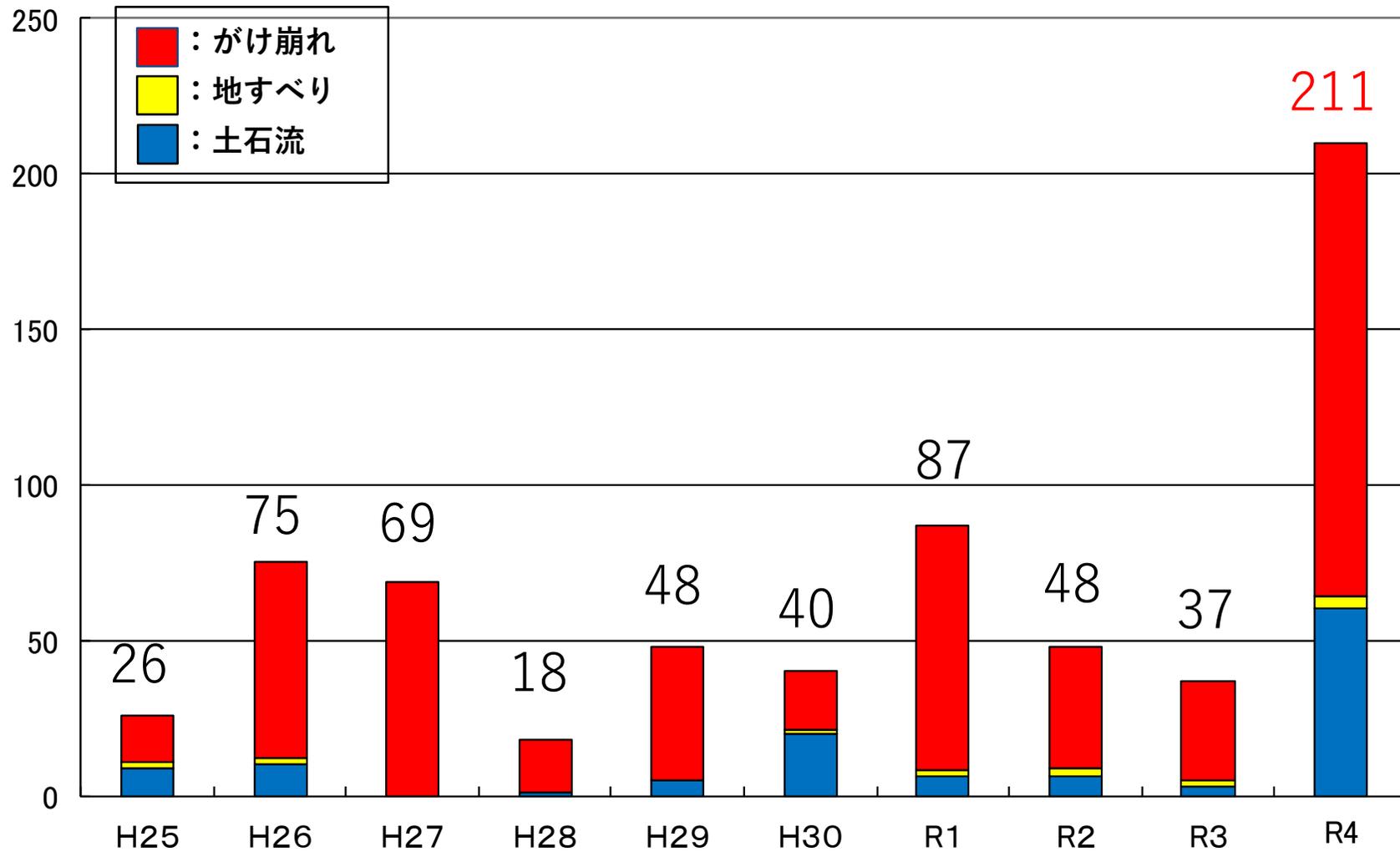


図. 土砂災害発生件数の推移 (S57~R4)

国土交通省の資料を使用しています。

3 令和4年 土砂災害発生状況(県内)



4 災害復旧とは？



○被災施設の復旧は行政の責務

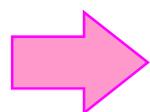
道路、河川等の公共土木施設は、住民生活と密接な関係を有する施設。これら施設の災害は、民生の安定上または社会経済上、重大な影響があり、被災施設の早期復旧は行政の責務。

ただし . . .



○突然発生する災害。復旧する予算は？

災害発生地域や時期、規模の予測は困難。復旧に必要な費用は莫大。地方公共団体の負担にだけ任せていたのでは、早期復旧が図れない！

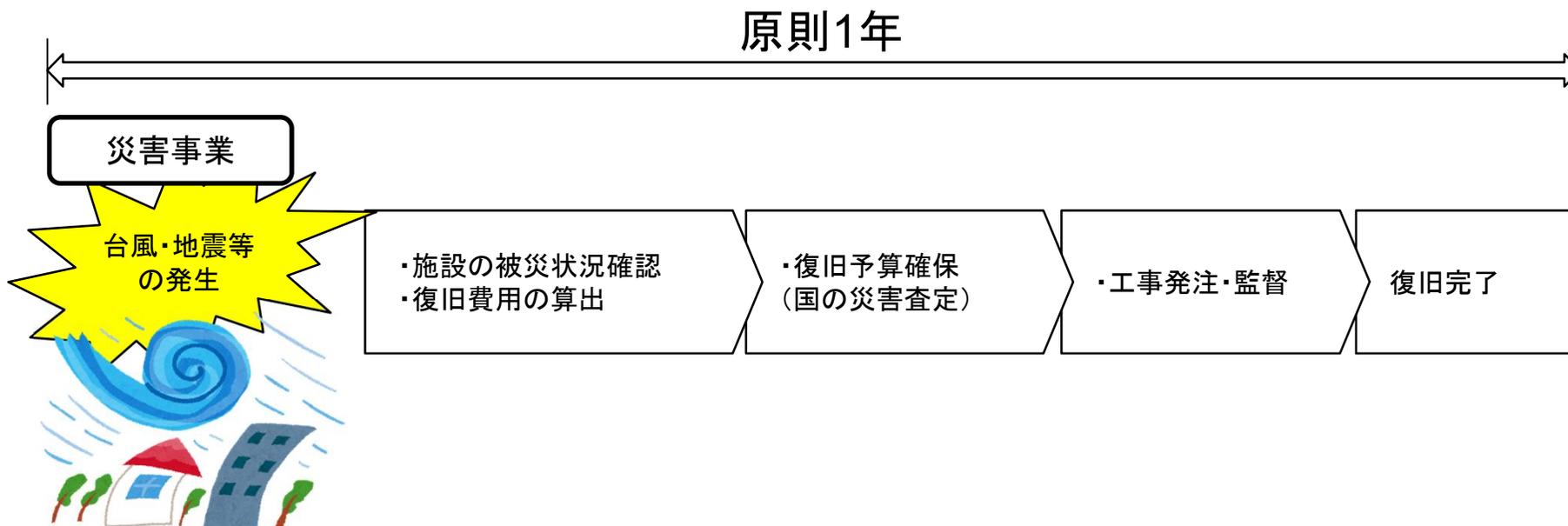
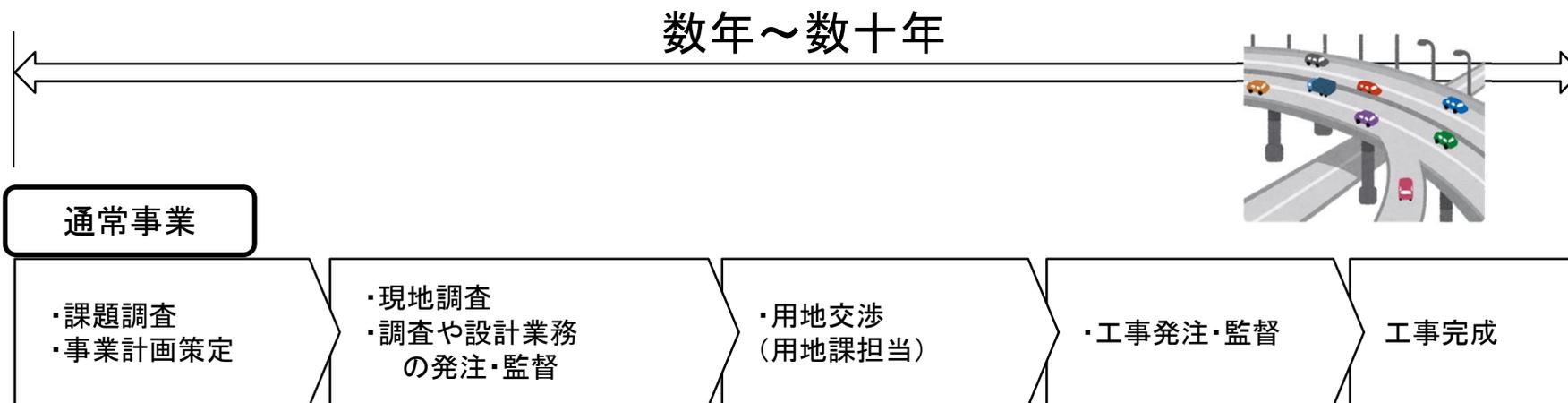


国が地方公共団体に特別の財政負担を行い、公共の福祉の確保を図る。
それが「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」
(昭和26年制定)

4 災害復旧とは？



■ 事業スケジュール



令和5年発生災害 第●次査定 スケジュール

令和5年●月○日現在

月日	曜日	日数	事項	出先事務所	県庁	国土交通省防災課
火						
水			豪雨			
木			豪雨			
金			豪雨			
土		1				
日		2				
月		3	災害報告(第1報)【豪雨】	災害報告(第1報)	災害報告(第1報)	災害報告(第1報)
火		4				
水		5				
木		6				
金		7	災害報告(最終報)【豪雨】	災害報告(最終報)		
土		8				
日		9				
月		10			災害報告(最終報)	災害報告(最終報)
火		11				
水		12				
木		13				
金		14				
土		15				
日		16				
月		17				
火		18				
水		19				
木		20				
金		21				
土		22				
日		23				
月		24	査定前提出資料(雨量表・水位表・被災原因調査・被災前状況説明資料)の提出			
火		25	本省防災課事前打合せ			
水		26				
木		27	(期限)災害報告(訂正報)【豪雨】	災害報告(訂正報)		
金		28	(期限)災害報告(訂正報)【豪雨】		災害報告(訂正報)	災害報告(訂正報)
土		29				
日		30				
月		31	目論見仮入力期限	目論見仮入力期限	査定番号付加	○
火		32	(仮)野帳提出	(仮)野帳提出	(仮)野帳提出	
水		33				国庫負担金申請書提出依頼(市町工事)
木		34				
金		35				
土		36				
日		37				
月		38	事務所目論見期限(目論見書等)	事務所目論見期限(目論見書等)	事務所目論見期限(目論見書等)	◎
火		39	野帳提出	野帳提出	野帳提出	申請額確定
水		40				
木		41				
金		42	国庫負担申請	国庫負担申請	国庫負担申請(データ送付)	
土		43				
日		44				
月		45	国庫負担申請			国庫負担申請(データ受信)★
火		46				
水		47				
木		48				
金		49				
土		50				
日		51	災害査定			
月		52				
火		53	●次査定	●次査定	●次査定	●次査定
水		54	●次査定	●次査定	●次査定	●次査定
木		55	●次査定	●次査定	●次査定	●次査定
金		56	●次査定	●次査定	●次査定	●次査定

本省防災課との事前打合せ対象箇所(災害手帳P.132～)
 (新型コロナウイルス感染対策のため、本省との事前打合せはメール・電話にて実施)
 ①一定災、②査定前・感測に施工する必要がある箇所、③地すべり・急傾斜・海岸(離岸堤・消波工等の沈下は除く)、
 ④復旧工事完了後1年に満たないもの(未満災)、⑤地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの、
 ⑥越水させない原形復旧を適用するもの、⑦橋梁災(根継工、洗掘防止のための根固工等は除く)、
 ⑧ダムに係る災害、⑨流木の堆積に係る災害、⑩特殊な災害(特殊な構造物、⑪保留(災害手帳P.133～)に該当する箇所、
 ⑫合併施工を予定している箇所

被災から概ね1週間以内に災害復旧
事業申請箇所について被災報告

被災から概ね1ヶ月以内に申請額確定
(詳細設計完了,用地取得見込)

被災から概ね2ヶ月程度で災害査定受験
(遅くても被災年度内に受験)

※今後の状況により日程等は変更になる可能性があります
 ※査定の日付は現時点の予定であり、国との調整により変更となることがあります

5 災害復旧事業の基準（採択要件）



負担法に基づく災害の必要条件（採択要件）

- 1 異常な天然現象により生じた災害
- 2 負担法上の公共土木施設で適正に維持管理されている。
- 3 地方公共団体又はその機関が施行するもの。



※維持工事とみるべき工事は対象外

原則は「原形復旧」であり、必要最小限の工法



5 災害復旧事業の基準(異常な天然現象)



ア 河川

- (ア) 警戒水位(はん濫注意水位)以上の水位
- (イ) 河岸高の5割程度以上の水位(警戒水位(はん濫注意水位)の定めのない場合)
- (ウ) 比較的長期間にわたる融雪出水等

イ 河川以外の施設災害

- (ア) 最大24時間雨量80mm以上の降雨
- (イ) 時間雨量が20mm以上の降雨



ウ 最大風速(10分間平均風速の最大) 15m以上の風

※ 最大風速とは、10分間平均風速の最大のもので、
最大瞬間風速と間違わないこと。

5 災害復旧事業の基準(異常な天然現象)



エ 異常な高潮、波浪（うねりを含む。）、津波による災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの

オ 地震による災害

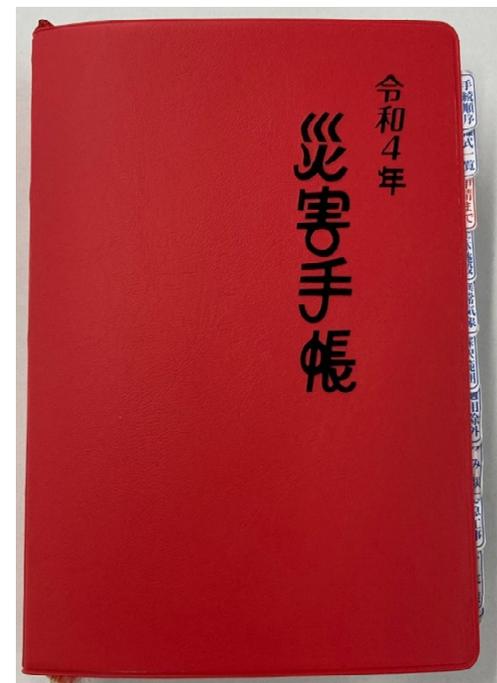
カ 降雪による災害

キ 低温による災害

ク 干ばつによる災害

ケ 火災による災害

コ その他落雷、噴火、噴気、降灰、雪崩、地盤沈下、竜巻等の突風等による災害



5 災害復旧事業の基準(公共土木施設)



1 河川

2 海岸

3 砂防施設

4 林地荒廃防止施設

5 地すべり防止施設

6 急傾斜地崩壊防止施設

7 道路

8 港湾

9 漁港

10 下水道

11 公園

ア 河川



- ① 河川法が適用される河川、準用河川、普通河川
- ② 維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他施設
もしくは沿岸保全のため防護が必要な河岸



護岸崩壊状況（作用川・兵庫県）



堤防の決壊状況（照越川・宮城県）

イ 海岸



- ① 国土を保全するために防護することを必要とする海岸
- ② 又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設



風浪による海岸堤防の被害
(片山津海岸・石川県)



平成19年新潟県中越沖地震による
パラペット被害 (宮川海岸・新潟県)

ウ 砂防設備

- ① 砂防法第 1 条に規定する砂防設備
- ② 砂防法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設
- ③ 砂防法第 3 条 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸



砂防堰堤被災状況（阿部谷川・山口県）

エ 地すべり防止施設



地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項
に規定する地すべり防止施設



平成13年災大涌沢地すべり防止施設（神奈川県）

才 急傾斜地崩壊防止施設



急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

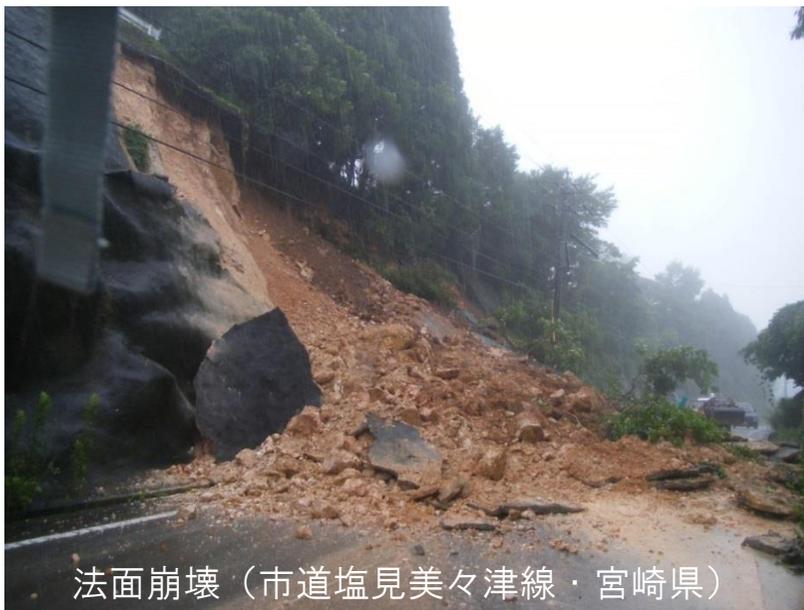


令和4年台風15号 磐田市平松藪下B

道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路
(道路の附属物については、主務大臣の指定するものに限る。)

- ① 一般国道、都道府県道、市町村道、地方公共団体管理の有料道路
- ② トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等、道路と一体となって効用する施設
- ③ スノーシェッド、スノーシェルター、横断歩道橋、横断地下道、地下駐車場、路上駐車場、落石覆工、法面処理工
- ④ 主務大臣が指定する道路の付属物
路上のさく・駒止、道路情報管理施設、街灯、標識、資機材常置場、
駐車場、駐輪場、共同溝、防雪・防砂施設

力 道路



法面崩壊（市道塩見美々津線・宮崎県）



路肩崩壊（国道249号・石川県）



路面陥没（県道荒浜中田線・新潟県）



橋梁の被災（新井旧国道橋・兵庫県）

公共下水道、流域下水道、都市下水道

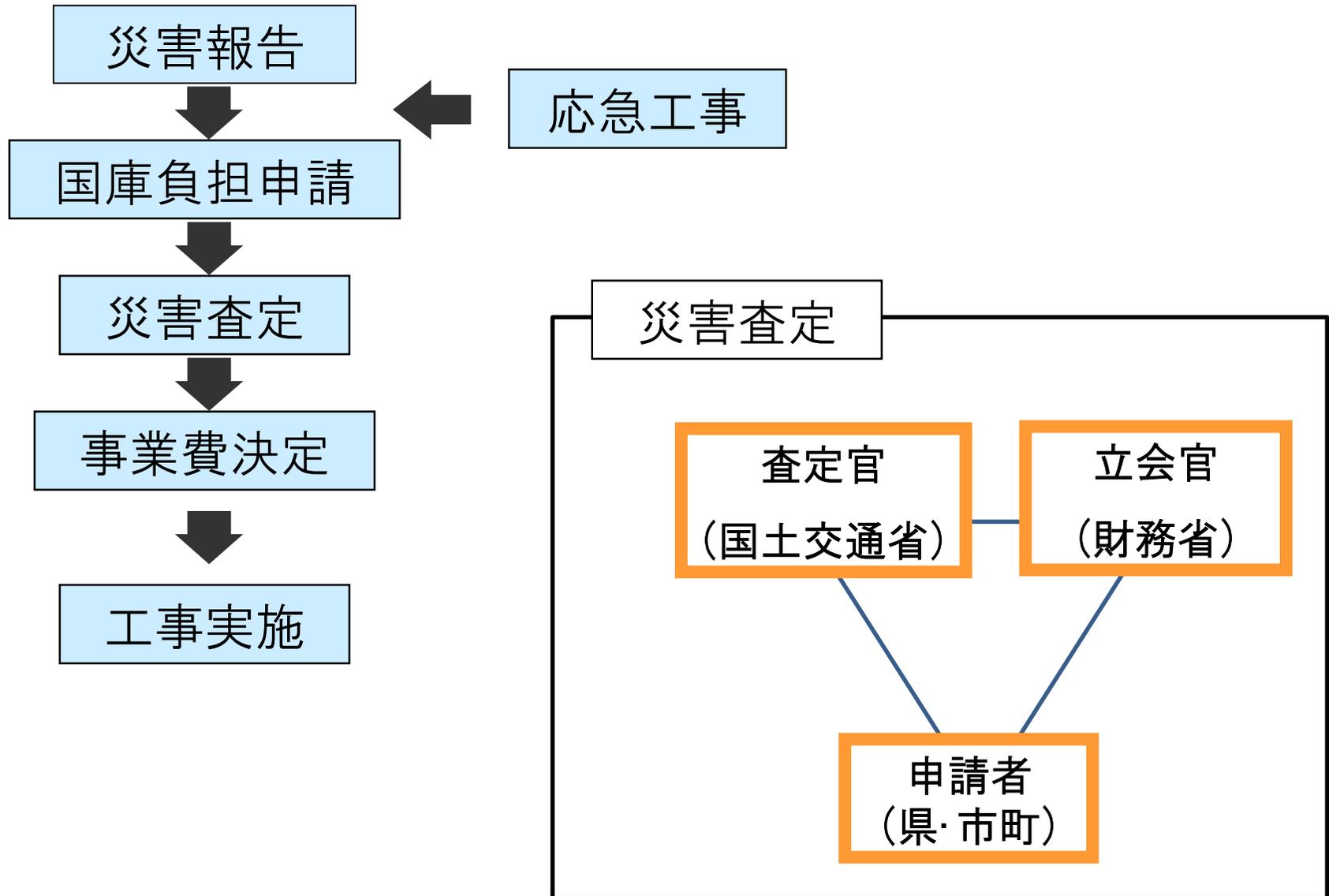


H30災 熱海市浄水管理センター

6 災害復旧事業の流れ



(1) フロー図



6 災害復旧事業の流れ～応急工事(査定前着工)～



●国庫負担の対象となる応急工事の範囲

- ・応急工事は原則として管理者の負担において施行すべきもの
- ・主務大臣が特別の事情があると認める場合は国庫負担の対象となり得る。

- ・ ①仮道、②仮さん道、③仮橋、④仮締切、⑤決壊防止、⑥仮排水施設及び⑦仮処理施設工事（**応急仮工事**）

→背後地に甚大な被害を与えている場合（仮締切,決壊防止）

民生の安定上必要な場合（仮道,仮橋）

- ・ 査定前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となる工事（**応急本工事**）

→施設復旧のために必要となる工事（土砂撤去）

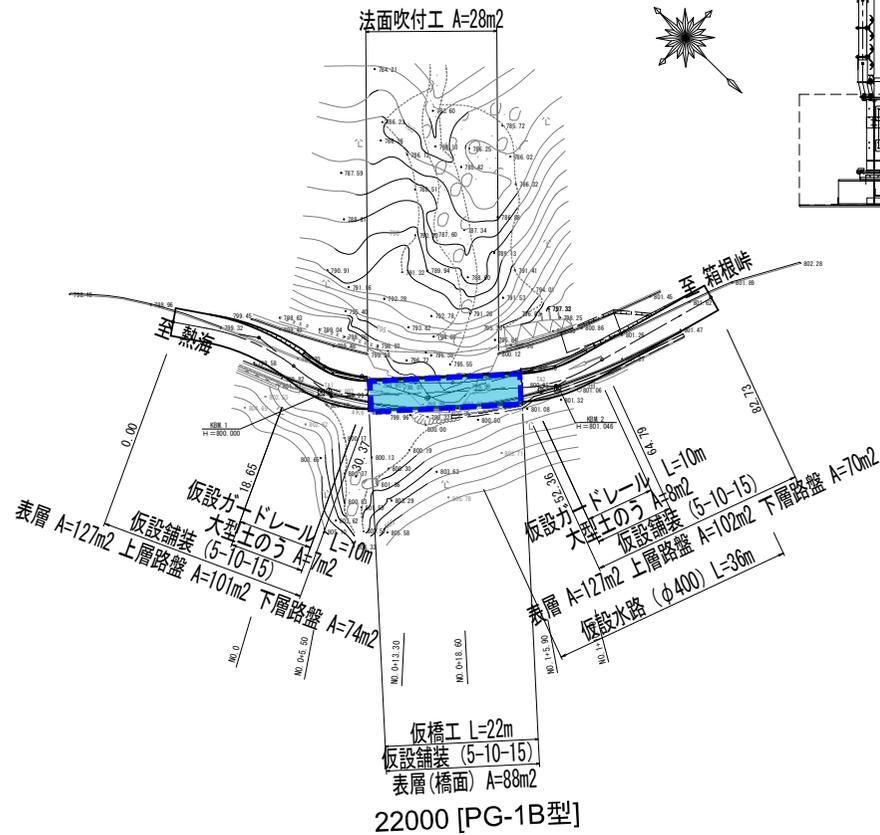
応急仮工事の施工が困難、早期に復旧が必要、

※施設を復旧させる事業であるため、一般車両の通行の確保という理由は×

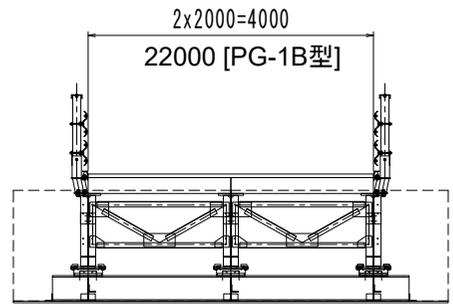
① 応急仮工事の事例（道路）：仮橋

仮橋 L=22m w=4m
→申請どおり応急仮工事として採択

平面図



断面図



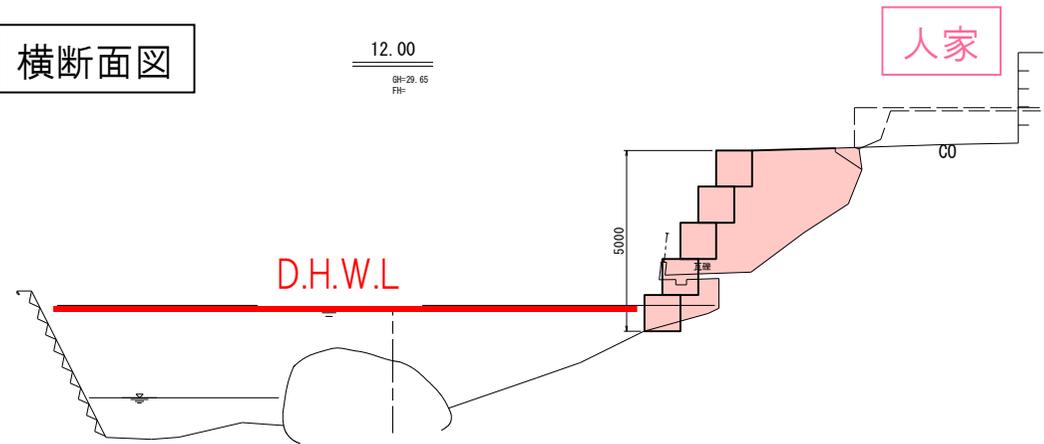
②応急仮工事の事例（河川）：欠壊防止

応急仮工事 申請内容 要綱第9・一・二
大型土のう L=17.6m N=76個 →申請どおり採択

平面図



横断面図



背後地の状況により、D.H.W.Lより高く積むことも可能

6 災害復旧事業の流れ～本復旧工事～



工事の実施（本復旧）



法枠工



ロックボルト工

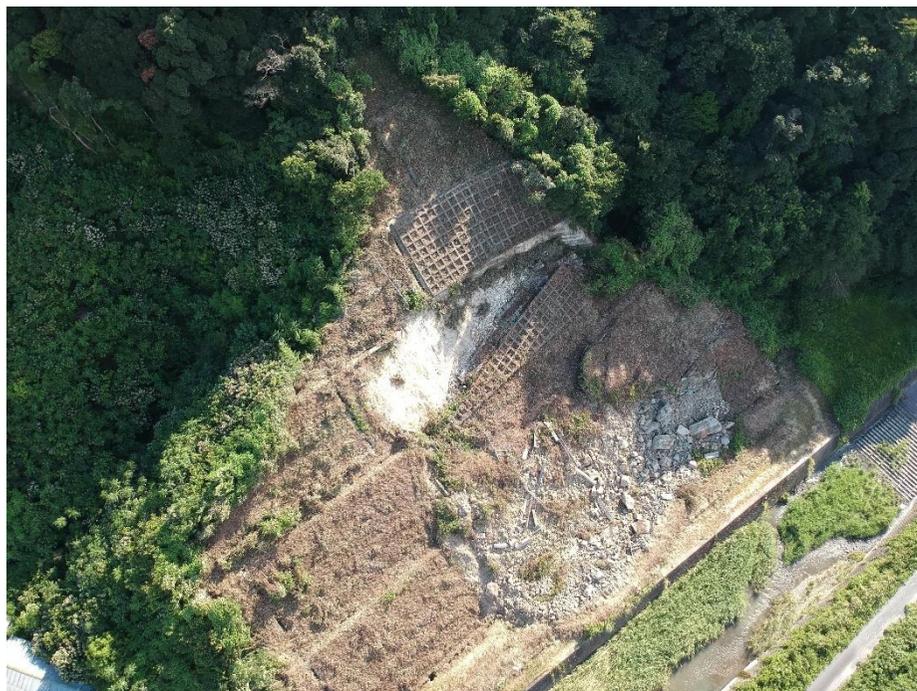
注意事項

- ・ 早期復旧を行う。
- ・ 事故のないよう 安全に工事を施工する。
- ・ **設計変更**に注意！（**軽微な変更以外、国土交通省と設計変更協議が必要**）
→通常事業とは違い、基本的に**査定で認められた内容のみ実施**できる。

ご清聴ありがとうございました。



令和2年度 河川災 西方川(2022年10月31日完工)



引き続き本復旧工事をよろしく申し上げます。